

仕 様 書

公益財団法人東京観光財団

1 件名

令和5年度インバウンド需要回復に向けたインフルエンサー招聘業務委託

2 契約期間

令和5年4月19日から令和6年3月31日まで

3 事業目的

東京都及び東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、東京の持つ都市としての魅力をより印象的に発信するためのアイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）を活用し、「旅行地としての東京」の魅力を効果的に国内外に発信していく取組を行っている。

本事業では、インバウンド需要の早期回復を図るため、海外在住のインフルエンサー招聘による訪都促進に向けたPRを実施する。

【参考】

- Tokyo Tokyo 公式ウェブサイト：<https://tokyotokyo.jp/>
- Tokyo Tokyo 公式 Instagram：<https://www.instagram.com/tokyotokyooldmeetsnew/>
- Tokyo Tokyo 公式 Youtube：<https://www.youtube.com/c/TokyoTokyoOldmeetsNew>

4 対象市場・ターゲット

各国に対する入国制限やインバウンド需要の段階的な回復等を踏まえ、以下の市場および訴求ターゲットを明確にし、効果的・効率的にPRを実施すること。市場および訴求ターゲットは、TCVBと協議の上で決定する。

- 比較的早期の需要回復が見込まれる市場として、米国（ニューヨーク等）、英国、フランスの3市場のほか、アジアパシフィック（オーストラリア、香港、台湾、シンガポール、タイ等）から3市場以上、計6市場以上を選定
- 比較的早期の需要回復が見込まれる旅行者層（FIT・ミレニアル世代等）

5 委託内容

（1）全般について

- ア 受託者は、本仕様書3に掲げる事業目的に基づき、本仕様書4の対象市場の現地在住者の視点を十分に取り入れ、東京の魅力が海外で的確に伝わるように次の委託内容を企画・実施すること。

（ア）海外在住インフルエンサー招聘によるFAMトリップの企画・運営及び情報発信

（イ）上記（ア）に基づく効果測定及び報告

- イ 世界的な新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大と渡航制限等の状況を踏まえ、情報発信のスタンスに十分な留意を行うこと。発信に当たっては、他国・他都市の観光セクターによる発信の動向も注視しながら、発信内容を検討すること。
- ウ 実施対象地域及び実施内容等を検討するにあたっては、感染症による日本の入国条件、各国における渡航規制等の状況をまとめ、定期的に報告の上、実施時期や対象地域市場、発信内容の調整を臨機応変に行うこと。事業開始後に感染症拡大の影響で情報配信や招聘が出来ないと判断する場合は、実施可能な取組を別途提案すること。
- エ 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。
- オ スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、TCVB の承認を得ること。
- カ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。
- キ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。
- ク 事業の実施にあたっては、東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- ケ 写真・動画の利用に際して被写体及び映り込みの内容を慎重に確認し、必要に応じて掲載前に物件等の許諾を得ること。権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。
- コ 全ての情報発信において、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- サ 東京都が令和 5 年度に別途実施する事業との有機的な連携を確保し、綿密な協議・調整を行いながら事業を進めること。
- シ 事業に際してインフルエンサー等からの情報発信を行う場合は、対象国の法律・慣習などを確認の上、可能な限り該当する投稿についてプロモーションである旨を明示すること。
- ス 各業務の遂行にあたっては、目標を立て、それに対応する効果測定を行うこと。目標数値・内容は TCVB と協議の上決定すること。

（２） 海外在住インフルエンサー招聘による FAM トリップの企画・運営及び情報発信

比較的早期の需要回復が見込まれる市場の旅行者層をターゲットとして、各国で訴求力の高いインフルエンサーから、東京の新たな旅のスタイルや新しい観光コンテンツ、再来訪意向の高い観光施設等を体験・発信してもらうことで、訪都意欲を促進する。以下ア～オに記載のとおり、インフルエンサー等の招聘による FAM トリップの企画・運営及び情報発信を行うこと。

ア インフルエンサー等の選定・招聘

（ア）以下の要件を全て満たすインフルエンサー等（以下「被招聘者」という。）を 6 名以上選定し、招聘すること。被招聘者は、TCVB と協議の上で決定すること。

- ・ 渡航可能な海外在住者
- ・ 本仕様書 4 において明示する各市場より 1 名以上を選定すること。
- ・ 本仕様書 4 において明示するターゲットに対して、訪都旅行への関心、意欲を喚起し、具体的な旅行行動を促進するような発信力・影響力を有し、SNS のフォロワー、も

しくはメディア媒体等による発信先を有すること。

・本仕様書 5（1）オで明らかにするスケジュールにおいて、来日が可能であること。

（イ）選定にあたっては、本仕様書 4 で明示する各市場より 2～3 名程度の候補を挙げ、最有力候補については、本仕様書 5（1）オにて明らかにする時期に招聘が可能か事前に確認すること。また、候補者のプロフィール（略歴、所属企業や団体等）、広告・発信効果（フォロワー数、ページビュー数、TV 放映視聴率、雑誌発行部数、メルマガ発信数等）、実績（有する場合は出版歴、メディアへの露出歴、メディアとしての影響力、観光局・自治体等の招聘事業参加歴等）等をまとめ、選定理由を明らかにすること。

（ウ）候補者については、全体のバランス（エリアや属性など）を考慮して、偏りがないように選定すること。

イ 情報発信

（ア） 本仕様書 5（2）アで選定する被招聘者の SNS 等を通じて、SNS のトレンドを踏まえた様々な映像（動画やライブ配信）等を活用した情報発信を 6 回以上行うこと。なお、発信する方法については海外において訴求力の高い、報道及び旅行系メディアを活用することも可とする。

（イ） 情報発信の内容については、ポスト・コロナにおける東京の新たな魅力や東京の魅力的な観光体験（食・文化・自然・デジタル等）等を配信することで、訪都意欲を喚起させること。内容、方法等については TCVB と協議の上、決定すること。

（ウ） （ア）で発信する動画等は可能な限り公式ウェブサイトおよび公式 SNS アカウントにおいても発信（コラボ投稿や二次利用）を行うこととし、アーカイブとして 2 か月間程度、公式 Youtube 等にて掲出すること。英語・日本語の言語対応を含め効果的な露出方法とスケジュールを TCVB と協議の上で決定すること。

ウ 被招聘者との調整

（ア） 被招聘者の決定後、本事業主旨、日程、被招聘者に求める役割等を記載した書面等を対象者の言語で作成し、被招聘者が理解及び同意を得た上で招聘旅行に参加するよう説明を行うこと。

（イ） 前項「イ 情報発信」について、被招聘者の事前の説明から招聘実施後のフォローまでを一貫して行うこと。

（ウ） 被招聘者の特徴（食事制限やタトゥーの有無等）を考慮し、招聘旅行実施中の各体験に支障がないよう事前に確認すること。

（エ） その他被招聘者と必要な諸手続き（ビザ取得、保険加入等）や手配関連の調整及び連絡等を適宜行うこと。

（オ） 国及び東京都の定める感染症防止対策に則り事業を進め、必要に応じて被招聘者の PCR 検査等の対応を行うこと。またその費用も含めること。

エ 東京の観光スポットの選定及び手配

- (ア) 本仕様書 5(2) アで選定する被招聘者とも調整の上、都内行程を作成すること。なお、招聘旅行実施の際には、各スポット間の立ち寄り場所等も含めて調整手配すること。
- (イ) 行程に含まれる観光施設、移動手段、食事施設、宿泊施設、空港出迎え等について手配すること。また、日程連絡、当日の流れ確認、利用時間連絡、ネームイン、禁煙喫煙希望、食事のリクエスト等、細部にわたる調整・手配等を行うこと。
- (ウ) 施設の手配に際しては、施設側担当者に対して、当事業主旨を説明し、利用時には極力特別価格もしくは無償での取材協賛を得られるよう TCVB と協力し、交渉すること。
- (エ) 施設において専門的な現地ガイドや説明要員によるガイド等の対応が可能である場合は、当日立ち合いを交渉し、より深い取材が行えるよう手配を行うこと。
- (オ) 往復国際航空券、空港諸税、手配施設入場等に係る費用や実施期間中の経費（交通費、食事代、宿泊費等）は全て事業費に含む。
- (カ) 往復国際航空便の手配、予約をスムーズに行うこと。
- (キ) 同行カメラマンが必要な場合は、対象市場に適合するカメラマンの手配を行い、カメラマンの渡航費用をあらかじめ委託事業費に含めること。同行中に撮影した素材については、必要に応じて TCVB へ提供をすること。
- (ク) 招聘実施前には、取材期間中の緊急連絡先をまとめたリストを制作し、被招聘者を含む関係者へ事前に配布すること。
- (ケ) 招聘実施期間中、対応可能なモバイル Wi-Fi ルーターを手配し、被招聘者へ貸与すること。
- (コ) 被招聘者の招聘期間中に対応する旅行保険をつけること。
- (サ) 都内招聘ルートには、通訳ガイドとは別に、少なくとも受託者から 1 名以上が同行して行程を管理し、都内行程終了直後に視察時の様子や被招聘者の反応等を記載した報告を TCVB 宛に行うこと。
- (シ) 招聘実施中に被招聘者の健康と安全が確保されるよう、各被招聘者、TCVB 及び連携自治体との連絡体制を整え、臨機応変に対応すること。

オ 通訳ガイド（またはコーディネーター）手配

- (ア) 被招聘者と施設、交通機関、行政機関関係者等との間で通訳及びガイド業務を行う者を手配すること。拘束時間は、取材行程や内容に準ずる。
- (イ) 対応言語は原則英語とするが、対象市場が英語圏以外の場合は、その対象言語の通訳業務が可能な者を手配すること。なお、英語以外を母国語とする場合でも、被招聘者が英語で十分コミュニケーション可能であれば、英語としてもよい。
- (ウ) 通訳ガイドの日当、交通費、食費、観光施設入場料等は、委託事業費に含むこと。
- (エ) 招聘旅行実施前には、通訳ガイドと観光ルートに関する事前打ち合わせを行うこと。その際、当事業の主旨説明を行い、通訳ガイドがその役割を明確に理解した上で業務を行えるようにすること。
- (オ) 招聘旅行中のチケットや入場券等は、被招聘者と通訳ガイド自身の分を厳重に通訳ガイドが管理し必要な時に利用すること。

(カ) 通訳ガイドは、招聘旅行中、被招聘者の取材の様子を各スポット等で撮影し報告書に記載すること。

(3) 効果測定の実施

ア 招聘事業実施に際し、被招聘者へのアンケート調査の企画、運営、集計及び分析を実施すること。

イ 事業実施後に効果測定を実施し、今後の課題分析を行うこと。

(リーチ数、メディア等掲載紙面からの広告費用換算額算定、オンラインやブログ記事等に対するアクセス数、コメント数等の測定等を含む)。

6 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア 委託完了届

別紙 1「委託完了届」を提出すること。

イ 実施報告書

A4 で作成し紙 1 部、電子データを CD-R または DVD-R で納品すること。

※目次、体裁、提出期限等は TCVB と協議のうえ決定する。

※効果測定結果等を含む。

7 作成物に関する権利の帰属

別紙 2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」の「14 著作権等の取扱い」に記載の内容を踏まえて、著作権の取扱いに十分注意すること。

8 委託事項の遵守・守秘義務

(1) 受託者は、本業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(2) 受託者は、本業務の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

9 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

10 個人情報の保護

(1) 受託者は、本契約の履行に当たり、TCVB の保有する個人情報の取扱いについては、別紙 2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

(2) 本件における個人情報とは、TCVB や受託者をはじめとした、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス等を指す。また、キャンペーン実施において、本アカウントをフォ

ローしているユーザー等から氏名や住所等の情報を取得する必要が発生した場合、それらも指すこととする。

- (3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (4) 本事業の遂行にあたり「9 第三者委託の禁止」により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。

また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

11 その他

- (1) 仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他条件が変更となることがあるが、その場合、両者協議の上、変更する。
- (3) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な対応を行うこと。権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらに係る経費は、契約金額に含まれるものとする。
- (4) 本事業の委託者は TCVB であるが、実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (5) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (6) 感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部（担当：小西、大幸） 電 話：03-5579-2683 e-mail：小西 konishi@tcvb.or.jp 、大幸 kiki01@tcvb.or.jp
